

4月より電力の小売り全面自由化が始まります。

これまで家庭や商店向けの電気は、各地域の電力会社(東京電力等)だけが販売しており、家庭や商店では、電気をどの会社から買うか選ぶことはできませんでした。平成28年4月1日以降は、電気の小売業への参入が全面自由化されることにより、家庭や商店も含む全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになります。

つまり、ライフスタイルや価値観に合わせ、電気の売り手やサービスを自由に選べるようになるのです。 家庭や商店が対象となる「電力の小売全面自由化」は、1月から事前受付が本格化、4月からスタートします。

4月まで特段の手続をしなかった場合には、現在契約している地域の電力会社から、今までどおり電気が供給されます。

経済産業省資源エネルギー庁ホームページ「電力の小売り全面自由化について」 http://www.enecho.meti.go.jp/

正確な情報を収集し、よく理解してから契約を!便乗商法にも気をつけましょう!

ご好評につき 再度開催いたし ます。

講座内容は前 回開催 (12/24) と同じです。 是非この機会 にご参加くださ

消費者講座

であると

【講師】弁護士 中野智昭先生 ●日本弁護士連合会情報問題対策委員会所属

[と き] 2月24日(水)

午後2時~3時半 受付:午後1時半

[ところ] すみだ女性センター 3階ホール

[対 象] 区内在住・在勤の方どなたでも

[定 員] 100人(申込み順) <u>初参加者優先</u>

[申込み] 2月15日(金)午前9時から

すみだ消費者センター<u>5608-1516</u>へ



水道水の検査だったはずが、 浄水器を買わされてしまった。解約したい。

【相談事例】

昨日、「この地区の水道水の検査をしている。」と作業服の男性が訪問して きた。水道局の職員だと思い家に入れてしまった。水道水に試薬をたらした ら、水の色が変わった。

「老朽化して錆びた水道管を通った水を飲むと体に良くない。水道管を交 換すると高額な工事費がかかるが、飲料水だけ浄化すれば費用の負担が少な くてすむから。」と言われ浄水器を勧められ、返事をする前に浄水器をつけら れてしまった。

自宅も築 30 年以上経っており、体に良くないというので契約した。その 時に「浄水器の代金は50万円だが、今現金で一括払いしてくれれば40万 円に値引きする。」と言われたので家にあった現金を渡した。

後で家族に話したら、「試薬で水の色が変わったのは、水道水に含まれてい る塩素に反応するもので、錆びた水に反応したわけではない。」と言われた。 浄水器はつけられてしまったので使っているが解約したい。

【アドバイス】

訪問販売による契約は、契約書を受け取ってから8日間以内であ れば浄水器を使用してもクーリング・オフ(無条件解約)ができます。

本事例は、相談者にクーリング・オフをはがきで通知するよう伝 え、業者がクーリング・オフに応じ浄水器の撤去と 40 万円が返金 されました。

水道局では浄水器などの販売は行っていません。

不審に思ったら検査業者などを家に入れないようにしましょう。



相談時間··午前9時00分~午後4時30分

所在地···-墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

